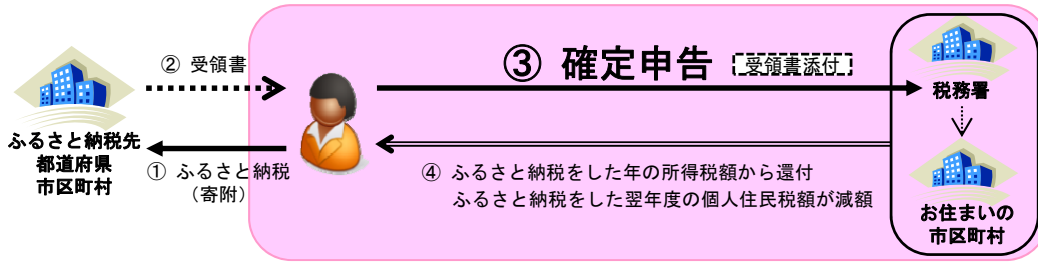


## ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税をされた方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けることができますが、そのためには**確定申告をする必要があります**。

※ ふるさと納税ワンストップ特例を申請していない場合



## ふるさと納税の控除の仕組み

都道府県・市区町村に対するふるさと納税(寄附)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則、所得税・個人住民税から全額控除されません。

※ 一定の上限の詳細は、総務省HPに「制度の概要」(PDFファイル)として掲載されています。

(参考)

2,000円を除く全額が控除できる寄附金額(目安)は、総務省HPに「2,000円を除く全額が控除できる寄附金額の一覧(目安)」として、寄附者本人の給与収入と寄附者の家族構成のパターン別の全額控除される寄附額の一覧(目安)が掲載されています。

また、寄附者の年収、家族構成や寄附しようとする額を入力すると、控除額(目安)がシミュレーションできる「寄附金控除額の計算シミュレーション」(Excelファイル)が掲載されています。

## 確定申告について

### 1. 確定申告とは？

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算する手続きです。ふるさと納税の控除を受ける場合は、確定申告書を作成し提出する必要があります。

### 2. 確定申告書の作成

確定申告書は下記のいずれかの方法で作成できます。

#### ① 手書きで作成

申告書に手書きで必要事項を記載し、提出する(申告書の様式は、国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/yoshiki.htm>)からダウンロードできます。)

(参考)  
・ 当リーフレット裏面の記載例

#### ② 確定申告書等作成コーナーで作成

国税庁HPの確定申告書等作成コーナー(画面の案内に従いパソコン上で確定申告書を作成できます。)で作成した確定申告書を印刷し、提出する。

(参考)  
・ 確定申告書等作成コーナー(国税庁HP)  
([https://www.keisan.nta.go.jp/h30/ta\\_top.htm#bsctrl](https://www.keisan.nta.go.jp/h30/ta_top.htm#bsctrl))  
・ 確定申告書等作成コーナー入力の手引書(一般社団法人地方税電子化協議会HP)  
(<http://www.eltax.jp/>)  
← 収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方で、ふるさと納税による寄附金控除のみを受ける場合の入力方法を解説しています。

### ③ 電子申告(e-Tax)で申告

パソコン上で確定申告書を作成し、インターネット上(オンライン)で提出する(ICカードリーダーライター等を別途準備する必要があります。詳しくは国税庁HPをご覧ください。)

(参考)

・ 確定申告特集(国税庁HP)  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)

### 3. 確定申告書に添付する必要がある書類(給与所得者が、ふるさと納税のみ申告する場合)

- ① 寄附金受領書
- ② 給与所得の源泉徴収票(勤務先より交付されます。)

### 4. 確定申告の相談及び申告書の提出

税務署での平成30年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)までです(収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方がふるさと納税のみ申告する場合は、平成31年2月15日(金)以前でも提出できます。)

### 5. 注意事項

- ・ 給与以外の所得がある場合や、寄附金控除以外の控除について申告し、適用を受ける場合は、別途上記3以外の添付書類が必要となる場合があります(詳しくは、国税庁HP等によりご確認ください。)
- ・ 確定申告を行い寄附金控除の適用を受けるためには、寄附を行った証明として寄附金受領書が必要になりますので、大切に保管してください。
- ・ 確定申告を行った場合、住民税の申告を別途行う必要はありません。
- ・ 所得税は確定申告書に記載した口座に還付され、住民税はふるさと納税をした翌年6月から支払う税額が減額になります(住民税は還付されるわけではありませんのでご注意ください。)

※ 上記における「所得税」は、平成25年分から平成49年分は「所得税及び復興特別所得税」となります。

(注) 裏面の記載例の様式は、平成30年分申告の例です。平成31年分申告以降は、様式等に変更がある可能性がありますので、ご注意ください。

確定申告書の記入例(A様式)

ふるさと 二郎さんのケース

所得：給与のみ(年末調整済)

ふるさと納税(寄附)(※)の額：3万円

(※)都道府県・市区町村に対する寄附金

家族構成：夫婦1人

(妻は控除対象配偶者、

子供は一般の控除対象扶養親族に該当)

(注)ふるさと納税(寄附)の控除を受けるための申告書記入例です。他に医療費控除等の申告をする場合は他欄の記入も必要ですので、ご注意ください。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払元	〇〇市△△町×-×-×	
支払先	ふるさと 二郎	
給与	7,500,000	5,550,000
源泉徴収額	2,415,000	220,500
社会保険料控除	1,125,000	
生命保険料控除	100,000	
地震保険料控除	50,000	
配偶者控除	380,000	
扶養控除	380,000	
医療費控除	28,000	
寄附金控除	28,000	
合計	2,443,000	

「寄附金控除⑱」の計算

ふるさと納税の額	30,000円	A
第一表⑤欄	5,550,000円	B
B×0.4	2,220,000円	C
AとCのいずれか少ない方の金額	30,000円	D
寄附金控除額(D-2,000円)	28,000円	E

確定申告書A (FA0114)

平成30年分の確定申告書A

住所：〇〇市△△町×-×-×

氏名：ふるさと 二郎

生年月日：340111

収入金額等	給与	7,500,000
所得金額	給与	5,550,000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	1,125,000
	生命保険料控除	100,000
	地震保険料控除	50,000
	配偶者控除	380,000
	扶養控除	380,000
	医療費控除	28,000
	寄附金控除	28,000
	合計	2,443,000
課税される所得金額	①	3,107,000
上の①に対する税額	②	213,200
配当控除	③	0
所得特別所得税額	④	4,477
外国税控除	⑤	217,677
所得税及び復興特別所得税の合計	⑥	2,205,000
配偶者の合計所得金額	⑦	0
扶養親族の合計所得金額	⑧	0
所得税及び復興特別所得税の合計	⑨	282,300
延納届出額	⑩	0

(※)計算の指示があるものはそれによって計算した結果を記入してください。  
 (例)⑤=①+②+③+④

「上の②に対する税額②」の計算

②の金額	課税される所得金額に対する金額
0円	0円
1,000円 ~ 1,949,000円	② × 0.05
1,950,000円 ~ 3,299,000円	② × 0.1 - 97,500円
3,300,000円 ~ 6,949,000円	② × 0.2 - 427,500円
6,950,000円 ~ 8,999,000円	② × 0.23 - 636,000円
9,000,000円 ~ 17,999,000円	② × 0.33 - 1,536,000円
18,000,000円 ~ 39,999,000円	② × 0.4 - 2,796,000円
40,000,000円 ~	② × 0.45 - 4,796,000円

3,107,000円(円) × 0.1 - 97,500 = 213,200(円)

確定申告書A (FA0068)

平成30年分の確定申告書A

住所：〇〇市△△町×-×-×

氏名：ふるさと 二郎

所得の内訳

給与：〇〇株式会社 7,500,000円

所得税：213,200円

復興特別所得税：4,477円

外国税控除：217,677円

所得税及び復興特別所得税の合計：2,205,000円

配偶者の合計所得金額：0円

扶養親族の合計所得金額：0円

所得税及び復興特別所得税の合計：282,300円

延納届出額：0円

ふるさと納税(寄附)先から送付された受領書に基づき、ふるさと納税(寄附)先の所在地・名称・ふるさと納税(寄附)金額を記入する。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成する場合は、⑱や⑳は、自動で計算されます。